

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

ワンクリック詐欺

インターネットの動画や出会い系サイト、メールの広告リンクをクリックすると、自動的にサイトに登録されたと一方的に入金・登録料を請求するメッセージが表示されます。



架空請求

「以前契約したサイトの利用料金が未納です。このまま連絡せずに放置すると裁判にかけることになります」などと書いてあるメールが送られてきます。



**あわてて支払わない!
業者に連絡しない!**

- ★有料サイトを利用する場合は、利用規約等をよく読んだ上で慎重に申込みましょう。
- ★広告メールなどに記載されているURLを安易にクリックしないようにしましょう。
- ★相手に連絡をとったり、お金を振り込まないようにしましょう。
- ★身に覚えがなければ業者と関わらず無視するようにしましょう。



- ★はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、いまだに寄せられています。
- ★「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、不安にさせる手口です。
- ★「早急に連絡してください」など書かれていても、絶対に連絡してはいけません。



あきらめないで、
まず相談!

宮崎県消費生活センター
☎ 0985-25-0999

都城支所
☎ 0986-24-0999

延岡支所
☎ 0982-31-0999

